

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

小樽市立病院

小樽市立病院（以下、当院）では、疑義照会における保険薬局薬剤師の業務負担軽減、患者待ち時間の短縮、ならびに病院医師の業務負担軽減を目的として、疑義照会簡素化プロトコールの運用を開始いたします。

これは平成 22 年 4 月 30 日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」に基づいたものです。なお、本プロトコールの運用開始にあたっては、原則として事前に当院薬剤部担当者による説明をお聞きいただいた上で、適切な合意のもとに実施するものといたします。

1. 処方変更に関わる原則

- ・薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が包括的になされたものとして、各項目の対応を認める。
- ・服用方法・安定性、価格等に関して、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
- ・処方変更は、各医薬品の適応症および用法用量を遵守した変更とする。保険薬局に在庫がないという理由での変更は除外する。

その際、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる。

＜特例措置＞ 近年の製薬メーカーによる出荷調整の影響で医薬品を入手出来ない場合は、簡素化プロトコールの対象とする。

- ・保険薬局で判断に迷う場合は、拡大解釈をせず、必ず疑義照会する。
- ・プロトコール以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。
- ・処方箋の「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合には、疑義照会なく処方薬の変更はできない。
- ・処方内に「規格変更不可」、「剤形変更不可」等の医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- ・抗悪性腫瘍薬、麻薬、注射薬に関しては、疑義照会簡素化プロトコールの適用としない。
- ・一般名処方に基づいて調剤した場合や後発品の変更調剤に関する連絡票は不要（後発品連絡票を廃止）とし、「お薬手帳」や「薬剤情報提供書」での情報提供を徹底する。
- ・疑義照会簡素化プロトコールに合意している保険薬局として、保険薬局名を当院のホームページ上で公開することに同意できる。
- ・著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結を解除する場合がある。

2. 運用方法

- ・保険薬局が疑義照会簡素化を希望する場合、当院薬剤部へ電話連絡し、疑義照会簡素化プロトコルの概要説明を受ける。
- ・「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル合意書」（様式 1）を提出し、合意書の締結をもって実施する。
- ・簡素化プロトコルに基づき処方変更した場合、処方箋備考欄の「疑義照会簡素化プロトコル使用」に必ずチェックし、FAX にて変更内容の報告を行う。
 - * 当院のマスターがない等の理由で疑義内容が処方箋に反映されない場合、同一患者における 2 回目以降の do 処方においても必ず FAX すること。
- ・医師へ情報共有した方が良いと思われる情報がある場合には、トレーシングレポート（様式 2、3、他書式の使用可）にて情報提供を行う。

3. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル運用フローチャート（別紙 1 参照）

4. 合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする項目

- * 事例集（別紙 2）を参考に、疑義照会なく調剤可能か判断すること。

- ①残薬調整のための投与日数の変更
- ②成分名が同一の銘柄変更
- ③剤形の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ④複数規格ある医薬品の規格変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ⑤服薬状況の理由により、処方薬剤を半割、粉砕、混合すること、あるいはその逆
- ⑥週 1 回製剤、月 1 回製剤が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑦隔日投与や曜日指定などの指示の処方薬が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑧薬事承認されていない用法への対応
- ⑨軟膏の用量規格の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ⑩外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミングなど）が口頭で指示されている場合の用法追記

5. 各種問い合わせ窓口

- ・簡素化プロトコルに関する問い合わせ：薬剤部
- ・簡素化プロトコル以外の疑義照会：各外来を通して処方医へ
- ・保険内容に関する問い合わせ：会計窓口

【各科対応表】

項目	精神科	小児科	その他
①残薬調整のための投与日数の変更	×	×	○
②成分名が同一の銘柄変更	×	○	○
③剤形の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	×	○	○
④複数規格ある医薬品の規格変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	×	○	○
⑤服薬状況の理由により、処方薬剤を半割、粉碎、混合すること、 あるいはその逆	×	○	○
⑥週 1 回製剤、月 1 回製剤が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されて いる場合の処方日数の適正化	○	×	○
⑦隔日投与や曜日指定などの指示の処方薬が、連日投与の処方薬と同一日数 で処方されている場合の処方日数の適正化	○	×	○
⑧薬事承認されていない用法への対応（漢方薬の「食後」、用法が「1 日 1 回」 のカルシウム拮抗薬の「1 日 2 回」は医師の了承済みとする）	○	○	○
⑨軟膏の用量規格の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	○	○	○
⑩外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミングなど）が口頭で 指示されている場合の用法追記	○	○	○

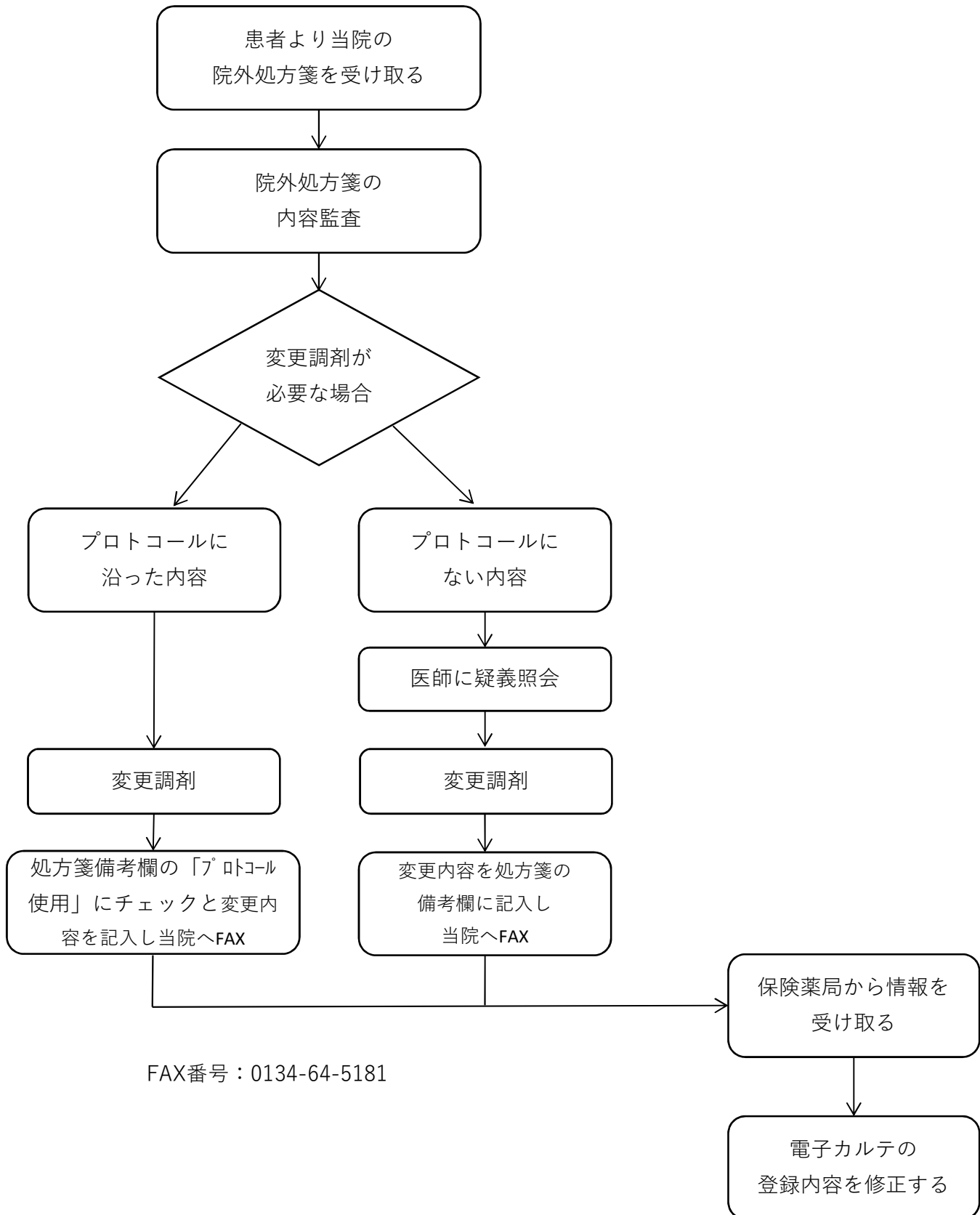
更新履歴

2024 年 1 月作成

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール運用フローチャート

保険薬局薬剤師

病院薬剤師



院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール 事例集

※抗悪性腫瘍薬、麻薬、注射薬に関しては、疑義照会簡素化プロトコールの適用としない。

【精神科、小児科を除く】

①残薬調整のための投与日数の変更

- ・精神科、小児科を除く
- ・短縮の場合に限る（削除、日数の延長は不可）
- ・外用剤の数量変更を含む

例：○ レバミピド錠 100mg 30 日分 * 5 日分残薬がある → 25 日分

○ バラマイシン軟膏 5 本 * 3 本残薬がある → 2 本

× フェキソフェナジン錠 60mg 14 日分 * 14 日以上残薬があるため
→ 削除（1 日分なら可）

× タケキャブ錠 10mg 21 日分 * 次回受診までの不足分
→ 28 日分（日数の延長は不可）

【精神科を除く】

②成分名が同一の銘柄変更

- ・精神科を除く
- ・一般名処方、吸入薬を除く
- ・用法用量、適応症が同一の場合のみ可
- ・先発品間の変更は可
- ・先発品・後発品のない局方品の屋号の変更は可
- ・基礎的医薬品、先発品と同額又は薬価が高い後発品から先発品への変更は可

例：○ グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg（先発品 → 先発品）

○ アセトアミノフェン「V T R S」原末 → アセトアミノフェン「J G」原末

○ セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100mg「SW」

→ フロモックス錠 100mg（基礎的医薬品）

○ ピコスルファート Na 錠 2.5mg「サワイ」 → ラキソベロン錠 2.5mg（薬価同額）

× ニフェジピン L 錠 20mg → ニフェジピン CR 錠 20mg（用法用量が異なる）

③剤形の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）

- ・精神科を除く
- ・用法用量、適応症が同一の場合のみ可
- ・軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏などは不可
- ・パップ剤⇔テープ剤などの変更は可（成分が同じ、枚数も同じものに限る）
- ・湿布剤の温感⇔冷感などの変更は不可

例：○ リクシアナ OD 錠 5mg → リクシアナ錠 5mg

○ ミヤ BM 錠 → ミヤ BM 細粒

○ ロキソニンテープ 100mg（7 枚/袋） → ロキソニンパップ 100mg（7 枚/袋）

× ダイアコート軟膏 0.05% → ダイアコートクリーム 0.05%

④複数規格ある医薬品の規格変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）

- ・精神科を除く
- ・規格により適応症が異なる場合は不可
- ・全ての区分（先発品、後発品、局方品、基礎的医薬品）の規格変更は可
- ・薬価が高くなる変更であっても、患者の同意があれば可

例：○ フロセミド錠 20mg 0.5 錠 → フロセミド錠 10mg 1 錠（この逆も可）

○ ワーファリン錠 1mg 2.5 錠

→ ワーファリン錠 1mg 2 錠+ワーファリン錠 0.5mg 1 錠（この逆も可）

○ アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠 → アムロジピン OD 錠 2.5mg 2 錠

○ タリージェ OD 錠 5mg 1 錠/2× → タリージェ OD 錠 2.5mg 2T/2×

○ チラーヂン錠 25μg 1 錠+チラーヂン錠 50μg 1 錠 → チラーヂン錠 75μg 1 錠

× アンブロキシール塩酸塩錠 15mg 3 錠 / 3×

→アンブロキシール塩酸塩徐放 OD 錠 45mg 1 錠 / 1×（用法用量が異なる）

⑤服薬状況の理由により、処方薬剤を半割、粉碎、混合すること、あるいはその逆

- ・精神科を除く
- ・安定性データに留意すること

【小児科を除く】

⑥週 1 回製剤、月 1 回製剤が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

- ・小児科を除く
- ・薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合は可

例：○ ボナロン錠 35mg 起床時（週 1 回） 28 日分

タケキャブ錠 10mg 朝食後 28 日分

→ ボナロン錠 35mg 4 日分

⑦隔日投与や曜日指定などの指示の処方薬が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

- ・小児科を除く
- ・薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合は可

例：○ ロスバスタチン錠 2.5mg 朝食後 隔日投与 20 日分

バイアスピリン錠 100mg 朝食後 20 日分

→ ロスバスタチン錠 2.5mg 10 日分

【全科共通】

⑧薬事承認されていない用法への対応

- ・下記の例に関しては、「医師の了承の下で処方されている用法」とみなす
- ・薬物療法上の合理性に疑問を生じた場合には疑義照会の対象とする

例：○ 漢方薬の「食後」

○ 用法が「1 日 1 回」のカルシウム拮抗薬の「1 日 2 回」

⑨軟膏の用量規格の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）

- ・合計処方量が変わらない場合に限る
- ・1 回使用量の変更は不可

例：○ ヘパリン類似物質油性クリーム 0.3% 25g 4 本

→ ヘパリン類似物質油性クリーム 0.3% 100g 1 本

**⑩外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミングなど）が口頭で指示されている場合の
用法追記**

- ・使用日数は内服薬と同一日数、もしくは次回受診日までの日数が把握できた際は追記可

例：○ ケトプロフェンテープ 20mg 5 袋 1 日 1 回

＊口頭で使用部位を腰と確認、次回受診が 35 日後 → 1 日 1 回 腰 35 日分

○ フェルビナクパップ 70mg 2 袋 1 日 1 回 背中

ロキソプロフェン Na 錠 3 錠 / 3× 14 日分

→ フェルビナクパップ 70mg 2 袋 1 日 1 回 背中 14 日分

更新履歴

2024 年 1 月作成

2024 年 6 月一部改訂

②成分名が同一の銘柄変更

「基礎的医薬品、先発品と同額又は薬価が高い後発品から先発品への変更は可」、例を追記

④複数規格ある医薬品の規格変更

「全ての区分（先発品、後発品、局方品、基礎的医薬品）の規格変更は可」を追記、

上記の追記に伴い、チラーヂン錠の例を「×」から「○」へ変更